

中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会等  
の廃止について（案）

中央環境審議会水環境部会に設置している専門委員会のうち、専門の事項に係る調査が終了したもの及び当面の間調査事項が見込まれないものとして、下記の委員会を廃止することとし、平成19年4月18日付け水環境部会決定「中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について」を別紙のとおり改定する。

記

水生生物保全環境基準専門委員会

総量規制専門委員会

水生生物保全排水規制等専門委員会

湖沼環境保全専門委員会

別紙

中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について（案）

平成 13 年 9 月 27 日  
水環境部会決定  
平成 13 年 12 月 25 日改正  
平成 14 年 8 月 29 日改正  
平成 14 年 11 月 29 日改正  
平成 15 年 2 月 28 日改正  
平成 16 年 2 月 26 日改正  
平成 16 年 8 月 27 日改正  
平成 16 年 10 月 14 日改正  
平成 19 年 4 月 18 日改正  
平成 20 年 月 日改正

- 1．中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。
  - (1) 環境基準健康項目専門委員会
  - (2) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会
  - (3) 陸域環境基準専門委員会
- 2．環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。
- 3．水生生物保全環境基準類型指定専門委員会においては、水生生物保全環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。
- 4．陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。
- 5．専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。

## 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について (案)</p> <p>1．中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。            ( 1 ) 環境基準健康項目専門委員会            (削除)            (削除)  <u>( 2 ) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会</u>            (削除)            (削除)  <u>( 3 ) 陸域環境基準専門委員会</u></p> <p>2．環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について</p> <p>1．中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。            ( 1 ) 環境基準健康項目専門委員会  <u>( 2 ) 水生生物保全環境基準専門委員会</u>  <u>( 3 ) 総量規制専門委員会</u>  <u>( 4 ) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会</u>  <u>( 5 ) 水生生物保全排水規制等専門委員会</u>  <u>( 6 ) 湖沼環境保全専門委員会</u>  <u>( 7 ) 陸域環境基準専門委員会</u></p> <p>2．環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。</p> <p><u>3．水生生物保全環境基準専門委員会においては、水質の汚濁に係る水生生物の保全に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。</u></p>

<p>(削除)</p>	<p><u>4．総量規制専門委員会においては、水質総量規制に関する専門的事項を調査する。</u></p>
<p><u>3．水生生物保全環境基準類型指定専門委員会においては、水生生物保全環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。</u></p>	<p><u>5．水生生物保全環境基準類型指定専門委員会においては、水生生物保全環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>6．水生生物保全排水規制等専門委員会においては、水生生物の保全に係る排水規制等の在り方に関する専門的事項を調査する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>7．湖沼環境保全専門委員会においては、湖沼環境保全に関する専門的事項を調査する。</u></p>
<p><u>4．陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。</u></p>	<p><u>8．陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。</u></p>
<p><u>5．専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。</u></p>	<p><u>9．専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。</u></p>